

公 募

下記のとおり、令和8年度災害復旧調査業務委託対象者の事前登録を公募します。

記

1 件 名

令和8年度災害復旧調査業務委託対象者の事前登録

2 目 的

本公募は、災害復旧調査業務を委託するのに十分な業務実績、業務能力等を有する対象者の名簿を作成し、災害発生時には名簿登録者から見積もりを徴収して委託契約を迅速に締結することにより、災害の早期復旧に資することを目的とするものである。

3 応募条件

本件に応募するには次のすべての条件を満たすことが必要である。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度の四国森林管理局一般競争参加資格者名簿における建設コンサルタント業務に、登録されている者であること。
- (4) 工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 四国森林管理局管内に本店、支店又は営業所があること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）に同意した者であること。

4 復旧調査の内容

- (1) 豪雨等による山地災害及び施設災害等に係る現地調査の実施及び復旧計画の作成。
- (2) 対象区域は国有林及び民有林直轄治山・直轄地すべり防止事業区域とする。

5 復旧調査の分類

- (1) 治山事業に係る地すべり機構調査
- (2) 治山事業に係る調査等
- (3) 林道事業に係る調査等

6 必要な登録要件

建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づき「森林土木」部門の登録を受けていること。

7 応募要領の交付期間

令和 8 年 3 月 9 日～令和 8 年 3 月 19 日

8 応募資料の提出期限

令和 8 年 3 月 19 日 17 時まで

9 実施対象者の選定

選定委員会において応募資料を審査し、必要な要件の有無、業務実績、業務能力等を評価の上、対象者を選定する。

10 応募要領の交付場所及び問い合わせ先

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
四国森林管理局 治山課 災害対策分析官
TEL 088-821-2150
Mail shikoku_chisan@maff.go.jp

令和 8 年 3 月 9 日

支出負担行為担当官

四国森林管理局長 田中 晋太郎

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、応募書類の提出をもって誓約します。